

第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

1. 日 時 平成30年3月22日（木）13:30～15:00
2. 場 所 秋田市中通一丁目3番5号「秋田キャッスルホテル」4階 矢留の間
3. 出席者 別紙（第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 構成員名簿）参照

事務局（佐藤）

開催ご案内時刻になりましたので、只今より「第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会」を開催いたします。

なお、私は、事務局長を仰せつかっております、秋田県ハイヤー協会の佐藤です。

議事に入るまで私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

始めに、報道機関の皆さまにお願いいたします。

本日の協議会は設置要綱第5条第14号の規定により、公開にて行われており、議事の全てについて取材可能でございますが、カメラ撮りにつきましては、議事進行の静穏（せいおん）を保つため、議事次第の会長挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、写真撮影については、議事進行中でも撮影されても構いません。

配付物の確認をさせていただきます。なお、本来であれば早めに資料を皆様方に送付するところですが、お手元に届いたのが直前だったことをお詫びいたします。

また、『秋田交通圏の特定地域の指定期限の延長を希望するか否かの意向確認について』が急遽議題となり、それに関する資料が加わりましたので、改めて全ての資料を配布しています。

議事次第

第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 構成員名簿

第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 席次表

資料1 第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 区分別議決権一覧表

資料2 秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

資料3 輸送実績

なお、輸送実績の資料には、乗務員一人当たりの運送収入を加えてあります。

資料4 事業の再構築（供給輸送力の削減）の進捗状況

これには、2月28日現在の各社毎の保有台数一覧表を追加しました。

資料5 特定事業の実施状況

ここまでが、事前にお送りしたもので、新たに、

資料6 特定地域指定期限延長についての写し

資料7 特定地域指定期限延長取扱指針の写し

その他参考として別綴りで、UD タクシー・デジタルサイネージ・カード決済・Wi-Fi と電子マネー・交通バリアフリー・活性化事業に関連する新聞記事などの写しをお配りしています。

不足がございましたら、お申し出下さい。

次に、協議会構成員について説明いたします。

協議会の構成員については、設置要綱第4条に規定があり、第3項の規定により申し出のあった者について、構成員として参画できることとなっています。また、設置要綱第4条第4項の規定で、「構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。」となっています。

事務局では、去る2月6日に協議会長名で当協議会の開催を公表したところ、2月20日までにお手元の構成員名簿にありますように構成員17名中、15名の方から申し出がありました。

ところが、今朝ほど、渡邊委員から「体調が優れないので欠席する。」との連絡があり、本日は、構成員17名中、14名のご出席となります。

続いて、協議会成立報告と出席者の紹介をいたします。

協議会設置要綱第5条第16項の規定では「過半数の出席」となっています。

本日の協議会は、構成員17名中、15名の方の出席をいただいておりますので、要綱により「成立している」ことを報告いたします。

本日ご出席の皆様方のお名前をお配りの席次表でご紹介いたします。

～～別紙（第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 席次表）参照～～

なお、平成25年11月のタクシー特措法が改正と施行により、秋田運輸支局が構成員から外れています。

しかし、法律や通達等の解釈をはじめ、必要な助言・意見を求めるかもしれませんので、本日は、秋田運輸支局から3名の方々にアドバイザーとしてご臨席をいただいております。

それでは、次第に従いまして、三浦会長にご挨拶をお願いいたします。

三浦会長

本日はお忙しい中、第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会にご出席をいただき、心より感謝申し上げます。当秋田交通圏は、平成27年6月1日付けで今年の5月31日まで特定地域に指定されていることは、ご承知のことと存じます。

一昨年（2010年）10月14日に開催した第2回協議会では「特定地域計画」が承認され、その後、東北運輸局長宛に認可申請を行ったところ、平成29年1月30日付けで認可され、秋田交通圏内のタクシー事業者は、供給輸送力の特定事業に取り組んできました。

本日は、その事業再構築の進捗状況と特定事業計画の実施状況について報告を行うこととして協議会開催のご案内をしていたところ、経緯については、事務局から後程、説明させますが、急遽、特定地域の指定期限の延長について協議していただくこととなります。

何卒、事情をご理解いただき、ご協議いただきますようお願いし、私の挨拶とします。

事務局（佐藤）

ありがとうございました。

先ほどお願いしましたとおり、報道関係の皆様におかれましてはこれより先、議事進行中の撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

これより議事に入らせていただきますが、これからの議事運営は会長をお願いいたします。

三浦会長よろしく申し上げます。

三浦会長

ご協議をいただく前に、出席されている皆様にご了解をいただきます。

本日の議事概要は、後日、秋田県ハイヤー協会のホームページで公開いたしますので、よろしくようお願いいたします。

また、案内時の次第は報告事項として「事業再構築の進捗状況」と「特定事業の実施状況について」となりましたが、急遽、審議事項の「特定地域の指定期限の延長を希望するか否かの意向確認」が加わっています。

その経緯について、最初に事務局から説明を求めます。

事務局（佐藤）

急遽、審議事項に「特定地域の指定期限の延長を希望するか否かの意向確認」が加わったことについて、ご説明します。

本協議会は、設置要綱第5条の第11項に「協議会は、定期的で開催することとする。」とあり、一昨年（2010年）10月14日に開催した第2回協議会では、秋田交通圏内の事業者の適正化と活性化、つまり、供給輸送力の削減と特定事業への取り組みなど、進捗状況を見ながら開催したい。」としていました。

当協議会では、14日に承認のいただいた特定地域計画の認可申請を10月20日付けで東北運輸局に提出したところ、昨年（2017年）1月30日付けに認可され、それを受け各事業者は供給輸送力の削減と特定事業等を内容とする事業者計画を策定し、ほぼ1年が経ったこと、また、秋田交通圏の指定期限が5月31日までとなっており、その時期の開催は関係機関や関係団体の総会シーズンを迎えることから難しいとの判断から、進捗状況の報告と評価を行うための協議会の開催は、今年度内の開催ということで、本日開催のための案内を45日前の2月6日にしたところでした。

ところがお手元の資料6と7にあるように国土交通省自動車局から3月16日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針」が出され、同日付で東北運輸局長から当協議会長宛に通知がありました。その通知の4行目後半から「該当状況を確認したところ、延長の指針2.に該当しているため、御協議会において特定地域の指定期限の延長を希望する場合においては、平成30年3月26日までに御協議会の同意を得た上で、その旨を報告すること。」となっています。

以上ことから、本日の本協議会で急遽、審議していただくことになりました。

三浦会長

只今、説明がありましたが、アドバイザーとして出席しておられます秋田運輸支局から何が補足説明はありませんか？

秋田運輸支局（佐々木首席専門官）

ぎりぎりとなったが先週16日付けで、特定地域として期限延長に係る取扱いの指針が示されました。

指定期限の延長の要件としては、資料7の2.に記載してあるとおり、平成27年1月に発出された、指定基準の大きく分けて6つの要件を満たしていることが求められている。

一つ目は、実車実働率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

この点については、直近の平成28年度実績でみると26.1%の減少率となっており10%以上の減少となっております。

二つ目は、営業収支率が100%を下回るいわゆる赤字事業者の車両数シェアで半分以上であるか、または赤字事業者車両数シェア1/3以上であって、前年度と比較して赤字車両数シェアが10ポイント以上増加しているかということになります。

これについては、赤字車両数シェアが平成28年度63.9%となっており、半数を占めております。

三つ目としては人口30万人以上ということですが、これについては現在秋田市の人口が30万9千人あまりということになっております。

四つ目としまして、総実車キロが前年度比較で5%以上増加していないことがありますが、これについては、4.2%減少している状況にあります。

五つ目は、日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して、10%以上減少しているか、または、走行100万キロあたりの法令違反件数あるいは事故発生件数が全国平均を上回っているかということになりますが、これについては、日車実車キロの減少率が14.6%となっており、10%以上減少している状況にあります。

最後、六つ目といたしまして、本日、この協議会において協議いただくわけですが、協議会において合意がなされているかといった要件を満たすことにより、特定地域指定の期限が最大で3年間延長されることとなりますので、協議いただきたいと思っております。

三浦会長

佐々木首席専門官、ありがとうございました。

それでは、「事業再構築の進捗状況」と「特定事業の実施状況について」は関連がありますので、続けて報告してください。

なお、直前だったということですが、事前に資料を配布しているとのことですので、説明は簡潔をお願いします。

～～「事業再構築の進捗状況」と「特定事業の実施状況について」概略を事務局（佐藤）が説明～～

事務局（佐藤）

始めに事業の再構築、所謂、供給輸送力の削減状況について報告します。

資料4-1にありますように前回の協議会で承認された供給輸送力の削減目標は、法人49両、個人は3両とし、法人は営業方法の制限つまり預かり休車、個人は月1日の休日を増やすことで

1年以内に対応することにしていました。

資料4-2をお出してください。

その後、計画に合意した14事業者の内、削減数が示された10事業者はそれぞれの計画数を達成するために事業者計画の認可後に、事業者計画変更事前届を提出し、順次、車両の抹消登録を昨年9月末までに実施しました。

その結果、全体の目標数49両に対し、同意した事業者数の計画数の40両を達成したということになります。

その総括表が資料4-3です。

資料4-1の「目標車両数」と資料4-3「平成30年2月28日現在の届出車両数」を見比べていただければ、3事業者が計画数より6両多く、削減されています。

また、個人タクシーについては、計画当初、66事業者でスタートしました。

その後、昨年6月末までに個人タクシー事業者は、届けている2日の休日に1日の休日を加えた事業者計画を策定し、運行を行っています。

8月から協議会事務局に「地域協議会計画による供給輸送力の削減（休日・変更）届」の提出があり、これまでの6カ月間の届出を集計すると、実質稼働車両数は7,648両で、1日当たりの実働車両に換算（7,648両÷184日）すると「42両」となります。その数字に未提出の1事業者を加えても「43両」となりますので、当初計画の「供給輸送力の削減は達成している。」ということになります。

なお、2月28日現在の個人タクシー事業者数は、3事業者の廃業などにより62事業者となっています。

続いて、事業の活性化である特定事業の実施状況は、資料5にまとめています。

秋田交通圏では、活性化事業として「ロ」から「へ」にあるように37項目を掲げています。重点的に各社が取り組むための「事業者計画」の達成状況とは別に、全体の実施状況を2月末現在で調査しました。

表の見方ですが、「実施期間の欄」に[○][△][×]とありますが、それぞれ「実施済」「検討中」「その他」を意味しており、協会等関係機関・団体等の進捗状況を示しています。

各事業者にはこの[○]か[△]か[×]かで報告をいただき、それを集計した数字を実施状況欄に示しています。

また、秋田交通圏内の当該タクシー事業者は16者です。実施状況欄の数字は事業者数を表していますが、合計で15にならないところは、秋田市内に本社のない事業者が1者あり、連携して実施できない事業あるためにそのようになっています。

まず、「ロ. タクシーサービスの活性化」については、#11「サービス向上のための教育・研修」に積極的に取り組んでいるようです。また、#4「観光タクシーの乗務員の養成」にも9事業者が取り組んでいます。中には、秋田商工会議所が実施している「ふるさと検定」の受検を積極的に後押ししている事業者が増えてきました。また、英会話と中国語の講師を招いて講習する事業者もあります。

#6の「ユニバーサルデザイン車両の導入」は、次の「ハ. 事業経営の活性化、効率化」の#7「UD タクシーの導入と助成金要請」とも関連しますが、先行して販売されている日産自動車の「バネットタクシー」の他に、昨年10月にトヨタ自動車からタクシー専用車として「JPN TAXI」が発売されたことにより、導入が進んでいます。

参考までに別綴りのその他資料①並びに⑥の裏面をご参照ください。

①のカラー刷りのタクシーが「バネットタクシー」でカラーリングは異なるものの同型のタクシーは、秋田市内で12両導入されています。また、裏面は「JPN TAXI」の関連記事で、⑥は国土交通省で取り上げた秋田交通圏の活性化の一例として紹介されているものです。

続いて、「ハ. 事業経営の活性化、効率化」の実施状況です。

#1「管理者の指導・教育体制の再確認」、#2「車両修繕費用などの削減」、#3「苦情受付の充実」には、積極的な取り組みを実施しています。

参考までに協会と秋田支部に平成27年が14件、28年18件、29年15件と苦情が寄せられていますが、以前のような乗務員の接客への苦情より、運転マナーや配車対応、車内のたばこの臭いに関係するものが多いように感じています。

残念なことは、寄せられる事業者がほぼ一緒に、「会社に電話しても対応してくれない」とのこ

とから、協会や秋田支部に連絡してくる方も多いようです。

また、#5「秋田市観光myタクシー」は、秋田市と連携して、市内を訪れる観光客や修学旅行者に市内の観光資源を巡ってもらうために実施しているもので、インバウンド客に対応するために予約システムの変更を行っているところです。

詳細については、別冊の参考資料⑥の裏面をご覧ください。

#7「UDタクシーの導入と助成金要請」は、先程の「ロ. タクシーサービスの活性化」#6の「ユニバーサルデザイン車両の導入」で導入状況に触れましたが、昨年販売された車種の販売価格が高額で、国から1事業者あたり60万円の助成金があったもののこれまでのセダン型より高額になるため、情報を収集しながら県と市に要請活動を進めていきたいと考えているところです。

一方、二、「タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上」につきましても、全自交秋田地連から前回の本協議会で5項目の要望事項の内、2項目はこの「タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上」、特に賃金に関わるものでした。その際、「地域計画案にこの要望を盛り込むことは物理的に不可能なことから、委員として参加している当時佐々木支部長から「『このような意見があった』『このような申し出があった』ということ支部会で説明したい」としており、その後、事業者計画に盛り込むことをお願いしていました。

ご覧のように#1「賃金制度の在り方研究」については、11者が「済」もしくは「検討中」としています。また、#2「勤務交番」についても働き方改革と言われる中、県協会の労務対策委員会でも若者の応募を念頭に入れた交番について研究する方向でいるところです。

また昨年、国土交通省から秋田交通圏内の全事業者を対象とした「労働時間と賃金」に関するフォローアップ調査があり、調査結果が手元に届けば、この協議会で報告したいと考えていましたが、未だに公表されていません。

#3「健康診断等の充実」に関しては、従業員の健康診断や特定保健指導の推進、メタボリスクの改善に向け連携して取り組むことを目的に協会けんぽと「健康づくり事業の連携に関する覚書」を平成28年12月1日に締結し、情報の提供を行っているところです。

#5「防犯カメラの導入」は関係する団体からの援助もあり、順調に進んでいるところです。

ホ、「タクシー事業の構造的要因への対応」では、特に#2「JR秋田駅前を中心とした秋田市タクシー乗降場の充実」関連で、秋田市内全事業者の取組みにより、協会への苦情はなくなっている状況です。

へ、「交通・環境・都市問題の改善」では、もともと環境に優しいLPG車を多く使用していることもあり、#1「アイドルリングストップ運動」を展開してきました。また、防犯カメラの導入が進んだことから、#4にあるように12者が事故分析に積極的に取り組んでいるようです。

また#6「違法・迷惑駐停車の排除と指導」は、先の#2「JR秋田駅前を中心とした秋田市タクシー乗降場の充実」との関連が深く、協会や秋田支部に寄せられる繁華街での迷惑駐停車の苦情はなくなっています。

#7「路線バス等の廃止地域における輸送の実施」については、前回、秋田市交通政策課の佐藤課長から「バス路線沿線から離れて生活している足腰の弱い高齢者等からは、買い物や通院などのため、バス停まで歩くのが非常にたいへんだ。移動手段としてタクシーをお願いすることになるが、如何せん料金の問題もあり二の足を踏んでいるといった意見・要望が多く寄せられており、何らかの対応が必要ということで、市としても考えており、何かの方法を提案として上げさせていただきます。」とのご発言もありましたので、そのような交通空白の輸送には、昨年9月から規制緩和によりタクシーでもスタートした「貨客混載」も含め、積極的に取り組みたいと考えているところです。

他に特定事業にはない首都圏では「当たり前」と言われている新たなサービスの活性化事業も実施しています。

それを最後の表で示しています。

インバウンド客を始め、県外客から「クレジットカード決済」の問い合わせが多くなったことから対応することにして、別綴りの資料③のように事業者団体との連携で導入が進みました。

無料の無線LAN(Wi-Fi)の搭載と配車アプリの導入も一部で始まりました。なお、配車アプリの導入に向けた説明会も実施しているところです。

ユニバーサルドライバー研修もUDタクシーの導入と並行し、協会では昨年9月にユニバーサ

ルドライバー研修を開催しました。更なる研修機会の設定とフォローアップ研修の開催を計画したいと考えているところです。

また、別綴りの資料⑤にあるように秋田運輸支局が実施した小学生を対象にしたバリアフリー教室にもタクシー事業者が全面的に協力して参画しました。タクシーと接することのない小学生にとって、いろいろなタクシー車両に触れることで、タクシーを身近に感じてもらい、タクシーの良さを知ってもらい、タクシー利用・活性化に繋がればと感じた瞬間がありました。

今、報告しました事業の再構築と特定事業の実施の結果、秋田交通圏内のタクシー事業者の運送実績は、資料3のとおりとなっています。

表1・表2・表3からは、平成13年から運行回数と輸送人員、運送収入が半分程度まで減少しています。また、一部で勤務交番の見直しや乗務員不足などにより、稼働する車両の実働率が69%となったこともあり、表3・表4から1台当たり及び乗務員一人当たりの運送収入が上がっています。

よって、歩合給の比重の高い事業者の乗務員の給与は、上昇しているようです。

三浦会長

只今、事務局から事業再構築の進捗状況と特定事業の実施状況について報告がありました。

出席の業界関係の方から、補足することはありますか？

本日の審議事項に関して、先程、事務局が説明した資料6の東北運輸局長からの通知に「特定地域の指定期限の延長について」は、「利用者の意向を十分に踏まえて上で議論を行って…」とあります。

只今、事業再構築の進捗状況と特定事業の実施状況について報告がありましたが、ここで報告を基に、本日まで出席のタクシー事業者関係者以外の皆様お一人お一人からタクシー事業に関して、「利用者の意向」ということで、現状のタクシー業界への意見や期待、要望を遠慮なく述べていただきたいと存じます。

私からご指名させていただきます。

最初に 日野先生からお願いします。

日野委員

特定事業の説明に「路線バス等の廃止地域における輸送の実施」があったが、バス事業者が赤字で路線を廃止する中、公共交通というものは不可欠な方がたくさんいらっしゃる。タクシーがあることで移動できることがあるのかな？

また、研究室で卒業論文とかアンケートを行っていますが、「バスを利用するとしても、バスが走っていたとしてもバス停まで歩くのが非常に難儀する。そもそもバス停まで何百メートルかあって歩くのが大変なので、タクシーに家の前まで来てもらえる。」というご意見もよく伺っています。

厳しい経営環境の中だろうけど、地域にタクシーがあって、色々と生活ができていらっしゃる方が少なからずいらっしゃいます。そういう意味では、なんとかいろいろな事業に取り組みながら、タクシーの利用者の利便性を高めていきながら、今後もいろいろと続けていただければと思っています。

三浦会長

続いて、佐藤委員は…

佐藤委員

暮れなんか代行車ばかりが目につきます。タクシーを探そうと思っても、国道に出ても探せなくて、結局、歩いて来ました。代行車がずらっと並んでいて、タクシーがいくら探してもいない状況が2・3回位感じました。「あっ、居ないんだ。」山王周辺ですけど…。県庁の方まで拾えなくて、結局、歩いて来ました。

例えば、そういう場合は、お店でお願いして呼ぶとかしかないんでしょうか？代行との兼ね合い？

高田委員

その対策ではないが、特定事業計画以外の活性化の中の配車アプリの導入は、市内又は県内の

事業者で進んでおり、この（資料）数値をみても6事業者の37.5%、299両、56.4%で半数以上が配車アプリの導入が進んでおります。

これを告知の部分で我々団体としてももっと広め、利用者又は地域の方々により使い易い配車依頼の手段として、もう少し広報していき、皆さんにやり易い形にしたいと思っている。

また、無料でダウンロードできるシステムの配車アプリなので、より身近な手に直ぐ届くところで、ご利用いただける形をもっともっと進めていきたいと思っています。

繁忙期であったり、天候であったり、曜日の関係だとか、時間帯にもよるが、24時間365日、同じ台数が動いていないというのが一番課題であるし、より多くの車両数を、限られた車両数であるがより多くご利用いただけるような形のものを、勤務態だとかをこれから研究して対応していきたいと思っています。

三浦会長

それでは、行政の立場の高橋委員は…

高橋委員

日頃から地域交通の足の確保にご協力をいただき、大変、ありがとうございます。昨今、岡山県で既存のバス会社の路線が、新規のバス路線と競合することから、赤字路線を廃止したいという意向が急に示され、行政の立場として、改めて地域の中での公共交通の在り方と産業の育成とのバランスのととり方が難しいと実感しているところです。

そういう点で秋田市付近のタクシー事業者は業界団体が中心になって、需要と供給のバランスをどのようにとっていくのかという点にご配慮をいただき感謝しています。

他のバス事業もあるが、タクシー事業者も地域実情に応じた足の確保についても今後もご配慮していただければと考えている。例えば配車アプリなど、IOT、ITの活用によって生産性の向上に取り組んでいただきたいと思います。

三浦会長

横山委員は…

千田委員（代理：横山）

秋田大学の日野先生と同じような主旨になるが、秋田市内の中心部は民間のバス会社の路線バス、郊外部は市が事業主体となって、タクシー会社に委託する形でマイタウンバスの運行をしています。

市の中心部においてもバス路線の廃止等が出てきている。色んな要因として、効率化であったり、運転手が不足しているということも聞いているところです。

やはり、ぼつりぼつり公共交通の空白、所謂、空白地域という部分も出てきているのも認識しているところで、今後はバス以外の生活交通というのも考えていかなければいけないという時期に来ています。

手法としては、全国の状況をみると様々ないろいろなものがあるようですが、自家用有償運送であったり、地域の自治会等でのコミュニティバスを運行するといった色々あるようです。

地域で自らやるにしても、タクシー会社の力を借りるにしても、どちらにしてもタクシー業界と協議が調う、或いはノウハウを活用させていただくことが今後発生してくると思いますので、いずれご相談させていただくこともあると思いますが、その際はよろしくをお願いします。

三浦会長

また交通行政の立場から深井委員は…

阿部委員（代理：深井）

始めに交通警察としては、交通死亡事故が大事です。減少というものを目標として、各交通機関に協力をいただいています。昨年30人以下という目標が無事達成することができ、皆様にご協力いただいたお陰だと思っています。

最近の交通死亡事故というのが、実は高齢者の事故が、高齢運転者による事故、高齢者が被害

に遭う事故が多くなっています。これを何とかしなければ減少にならないのかなということで、運転免許の返納制度というのを今進めています。65歳以上の運転者の方については、自分で「運転が危ういな」というように思うようになれば返納してくださいと進めています。ただ、進めても「はい、返します」というわけにはいかなくて、どうしてもやっぱり車は日常生活の足ということで使っています。

先程、市の方からもありましたコミュニティバスだとかデマンドタクシーとかと思うのですが、色々、足として対策があると思います。

ハイヤー協会でも免許返納者割引を平成20年頃からご協力いただいているが、数的には把握していませんが、利用者が少ないかなという気がしています。もう少し広報なりして、「65歳以上でタクシーを利用する人はもっと大きな利点がありますよ。」と、広報していただければ、利用者数が増えると思います。市が行っている100円バスですか？高齢者に好評で、100円でどこまでも乗れると…。金額ではないですが、是非、免許返納の促進のためのご協力ということでお願いします。

三浦会長

旅客事業に携わっている加賀美委員は…

加賀美委員

JRの加賀美です。我々交通事業者として秋田駅が交通結節点にあり、何よりタクシーの重要性が一番認識しているところです。特に、少子高齢化が進んで鉄道事業者もなかなか収入が厳しい状況になっています。

その中で、タクシーが今後、観光の引き金となって観光を広めることで、秋田にも経済が潤うのではないかとの考えのもとで進めています。

駅においてもお客様の苦情等を聞く場面がありました。確かに最近では減っています。

ただ、やはりお客様をスムーズに観光地にご案内できる体制であるとか、そういうのを含めて、この交通圏の中で議論をしながら、より良くしていけたらと思っています。

三浦会長

各委員、ありがとうございました。

私個人としては、地域住民の代表の立場から婦人連合会の高橋委員と私の2名が構成員として参画しています。

生憎、高橋委員が欠席されていますので、私からもタクシー業界への意見や期待、要望を述べさせていただきます。

タクシー業界への期待と意見ということで述べさせていただきます。全国でも日本一の少子高齢化の県であります。やはり、交通弱者と言われる高齢者の方、それから子供、この地域での交通移動というのが非常に貴重なものですから、我々からみると、信頼のおけるタクシー事業者というのが本当に頼りになる存在です。

そのためには働く人達の質、乗務員の質が求められるわけで、やはり「衣食足りて礼節を知る」ということで、労働環境、今、働き方改革、どの業界も大変苦勞しているところですが、乗務員の労働環境、それから教育訓練に対する投資、そういうものができるような健全なバランスの良い状況にならなくてはならないだろうと…。それが引いては、長期的にこの地域を支える交通手段というか、バス、或いはJR、いろいろな様々な生活を支える交通手段の大きなところを担う。「いつでも、どこでも」という話しで本当に頼りになる交通機関であります。

先程、IT、IOT、AI、新進の技術力がどんどん、車の方も或いはソフトの方も出てきていますので、そういうものを含めて新たな期待に応えるような交通システムに是非なっていたきたいというのが思いであります。

健全な競争市場を作り上げることが大事なことではないかと考えている。

以上、私からもお話しさせていただきました。

他に、何かご意見やご質問はありませんか？

それでは皆様からご意見やご要望をいただいたところで、本日の協議事項であります「特定地域の指定期限の延長を希望するか否か」についてお諮りいたしますが、皆さんから指定期限の延

長についてのご意見を求めます。

佐々木委員

後（あと）で私ども業界として合意するか否かは、事務局から報告される合意したタクシー事業者の保有車両数で判断されますが、私の業界の代表の立場として意見をお話しさせていただきますと、本当の意味で我が業界は、改善の域には達していないと考えています。

首都圏では、新たな利用者サービスが展開されていることとはご存知と思いますが、県都である秋田交通圏において、ようやくUDタクシーの導入やカード決済への対応が一部では進んでいるものの、インバウンド対応や乗りやすいタクシーにはまだまだと感じています。

その原因としては、経営改善がなかなか進まず、加えて、県内の他の産業と同様、人手不足が顕著の上、乗務員の平均年齢が62.7歳と超高齢化になるなど、由々しき問題が重なっています。

最近では、繁忙時期や時間帯、また地域によっては注文をお断りする場合も多くあります。

そのため、給与など待遇改善も希望に添えるまでには改善はされていません。

先程、委員の方々から出されました意見や要望、また、労働者不足や労働環境の改善など、多くの課題と問題解決のためには、まだまだタクシー事業者が一致団結して、公共交通機関として利用者利便の向上のためにも積極的に活性化策に取り組む必要があると考えています。

そのためにも期限延長が望ましいと考えているところです。

三浦会長

どうも、佐々木会長ありがとうございました。

他に、工藤支部長からありましたらお願いします。

工藤委員

私からは、支部長としての立場から発言させていただきます。

先日、この指定期限の延長についての緊急の支部会を開催しました。その中で、これまで同意していない事業者への多くの意見がありました。

しかし、只今佐々木会長からお話しのあったとおり、まだまだタクシー業界としてやっていくことが多いと感じております。そのためにも、特定地域の指定を延長していただき、これまで合意していなかった事業者とも連携を図りながら、タクシー業界の活性化を図っていきたいと考えているところです。

三浦会長

どうもありがとうございました。

今、工藤支部長（委員）からありましたように、支部会の状況を事務局からお願いしたいと思います。

事務局（森合）

事務局の森合です。今、支部長から報告がありましたとおり、3月19日の緊急の支部会で意見がありましたけど、何点かにまとめると五つあります。

まず第一点は、指定期限の延長が認可された場合、何年になるのかという質問がありました。

更に二つ目は、適正化はほぼ計画通りに推移してきたが、これから延長の認可になったら活性化が中心になるのかという意見。

それから三点目は、3年前と比較し、また27年、28年との比較では、残念ながら業績は極端に上向いていない。特定地域が解除になるような、日車営収が改善されていないので、延長はやむを得ないのかという意見。

それから四番目は、ドライバーの人員確保が非常に難しいと…人手不足であって、一人当たりの営収は多少上がっています。29年度では上向いている状況だと…

最後のこれまでの適正化に対して、今まで不合意の事業者に対して、監査もペナルティもなかったことに対して、非常に疑問が残るというような意見がありました。

纏めますと、以上でございます。

三浦会長

ありがとうございました。

只今、ハイヤー協会並びに支部、そして事務局から意見の紹介がありました。皆様からご質問やご意見はございませんか？

よろしいでしょうか？

よろしければ、この大事な延長についての議決をしたいと思っておりますけど、議決方法について、事務局から説明願います。

事務局（佐藤）

それでは、事務局から議決権についてご説明いたします。

資料1「構成員の議決権」をお出してください。

今回の「指定期限の延長」の議決については、当協議会設置要綱の第5条第10項第4号に規定されております。

資料1では「(4)、(1)～(3)以外」の欄に議決権を示しています。これにより議決することになります。

三浦会長

只今説明がありましたとおり、それでは区分毎に、順番に合意の有無を皆様から求めてまいります。

秋田県の高橋委員と秋田市の横山委員、指定期限の延長に合意なさる場合は、挙手をお願いします。

～～～挙手を確認～～～

ありがとうございました。ご両者とも合意です。

続いて、タクシー事業者の合意について、報告をお願いします。

事務局（森合）

秋田交通圏には16事業者がございしますが、その内、15事業者が秋田支部会員です。

局から協議会への通知が3月16日付けで、その日の内に協議会事務局から意向確認の文書が出されましたが、内容が内容だけに先ほど申し上げましたとおり、3月19日に緊急の支部会を招集し、「特定地域の指定期限の延長について」を説明したところです。

その後、本協議会開催が22日であることから、報告期日を20日正午ということで文書での意向確認を行っています。

また、事務局から秋田支部会員事業者以外の事業者にも同様の文書を発出し、意向確認を行ないました。

その結果、秋田交通圏16事業者・524両ですが、「指定期限の延長」に全て「合意する」とする意向表明の提出がありました。

三浦会長

続いて、個人タクシー事業者の意向につきまして、舟木理事長からお願いします。

舟木委員

17日にハイヤー協会から「特定地域の指定期限の延長について」の説明を受けました。そして、20日までにまとめて欲しいとの話がありました。秋田市個人タクシー協同組合の組合員は50名です。組合員に集めて説明するのは時間的に無理なので、県ハイヤー協会の協議会事務局が作成した意向確認の文書を組合員に配布しました。

そして、20日までに組合員全員から指定期限の延長に合意とする意向証明書の提出がありましたのでご報告申し上げます。

三浦会長

はい、ありがとうございました。それでは、その他に個人タクシー事業者は…

事務局（森合）

秋田市には個人タクシー事業者は、ただ今報告のあった秋田市個人タクシー協同組合の他に、秋田市個人タクシー協会が2事業者・秋田市竿燈個人タクシー協会が6事業者といずれの団体にも属さない個人タクシー4事業者があります。

2団体・4事業者については、個人タクシー協同組合同様の文書を郵送し、「意向表明書」の提出を求めました。

その結果、12事業者全てから「合意する」とする意向表明書が提出されています。

三浦会長

ありがとうございました。

ただ今、タクシー事業者全事業者が延長に合意するとの意向表明があったことから、設置要綱第5条第10項第4号の規定によりタクシー事業者等は、指定期限の延長に「合意する」となりますので、ご確認願います。

続いて、労働組合の代表で鈴木委員の方から合意の確認をしたいと思いますので、合意ということであれば、挙手をお願いします。

北川委員（代理：鈴木）

先程、お話ししようかなと思ったのですが、私ども今年の1月ですか、国交省のインターネットをみて指針案をみてございます。但し、今回の協議会の場で前段に送られて来た資料がなく、いきなりこの資料をみせられたので、ここに書いてある過半数の合意ということがあるが…

2月3日？4日？に中央委員会を開いており、「指針案がありますよ」と17組員約350名には周知しています。いきなりこの件についてはどうなのか？

私は合意を前提に話しをしますが、特措法の附帯決議が殆ど履行されない現状の中で、私共も権利ばかり主張している訳でもないが義務も負いますので、そこら辺は事業者と共に頑張りたいと思っています。

今回の件については、今の段階で正直なところ合意ですけれども、合意なんですけれども、手を挙げていいのかどうか？ちょっと分からない。いきなり出たものですから…また、持ち帰って、今日の経過を報告した上で取り組んでいきたいと思います。合意という形で…。

三浦会長

合意という前提で…今の鈴木委員のお話しをどうか議事録にきちんと書いていただいて、合意ということでもよろしいでしょうか？

北川委員（代理：鈴木）

はい。

三浦会長

続きまして、地域住民の代表として参加しているのは、高橋委員は本日欠席ですので、私三浦として合意させていただきます。

続いて、JR東日本秋田支社の加賀美委員、合意であれば挙手をお願いします。

~~~~~挙手を確認~~~~~

ありがとうございました。

日野先生は…

~~~~~挙手を確認~~~~~

ありがとうございました。

警察本部の深井委員は…

~~~~~挙手を確認~~~~~

ありがとうございました。

佐藤委員は…

~~~~~挙手を確認~~~~~

ありがとうございました。

これで皆さんの合否について、全員合意ということになりましたが、よろしいでしょうか？

~~~~~各委員は「はい」と反応~~~~~

只今、「特定地域の指定期限の延長について」の合意を確認しまして、全て合意をしていただきました。

設置要綱の第5条第10項第4号に定める要件は全て満たしているようです。よって、全会一致で「特定地域の指定期限の延長」に合意することとして、東北運輸局長宛に「特定地域の指定期限の延長については、本協議会で同意を得た。」として私の名前で報告しますので、ご確認させていただきます。

どうもありがとうございました。

続いて、事務局から本日承認された「特定地域の指定期限の延長について」は、どのように進んでいくのか説明をお願いします。

### 事務局（佐藤）

只今、当協議会で同意された「指定期限の延長を希望する」として、秋田交通圏タクシー協議会長名で早速、東北運輸局に報告いたします。

その後、運輸政策審議会に「地域指定の期限延長について」が諮問され、審議されることになり、時期は不明ですが、5月31日までは期限延長の公示がなされると思われます。

### 三浦会長

支局からは、何かございませんか？

### 秋田運輸支局（佐々木首席専門官）

まずもって、今回の特定地域指定期間の延長に係る指針の発出が遅くなり、協議会の開催までタイトなスケジュールになってしまったことについてお詫び申し上げます。

本日、期限延長について、皆様から合意いただけたということで、来週開催が予定されている運輸審議会に諮問されることとなります。

その後、正式に期限の延長が認められ答申が出されるものと思われます。

前回の特定地域の指定は平成27年6月からでしたが、特定地域計画が策定され認可を受けたのが昨年1月末であり、さらに事業者計画は昨年9月頃になりますので、供給輸送力の削減については取り組んでいただいたと思いますが、活性化策等については、実質1年も経っていない状況にあります。

今回の期限延長を受けて、計画に上げられた活性化策のさらなる推進と新たな活性化策の掘り起こし等に業界一体となって取り組んでいただくことに期待いたします。

### 三浦会長

大変、お忙しいところありがとうございました。今後ともよろしくご指導、ご支援の程、お願いします。

以上をもちまして、本日、準備いたしました内容は全て終了しました。

本当に突然の議案追加等がありまして皆様にはご迷惑を掛けましたが、本協議会の進行に対しまして、誠に協力、ありがとうございました。

なお、次回開催については、当協議会設置第5条第12項では「協議会は、定期的開催することとする。」となっておりますが、次回開催について説明願います。

### 事務局（佐藤）

先程ご説明しましたが、今後、運輸政策審議会での審議結果を踏まえて、最長で3年間の指定期限の延長がなされます。延長の公示時期は不明ですが、その際には、設置要綱第5条にある会長及び事務局長の5月31日までの任期を変更する必要がありますので、45日前公示をもって

協議会を開催することになります。

### 三浦会長

本日は本当に年度末、お忙しいところありがとうございました。

我々この協議会を通しまして、是非、「地域で愛されるタクシー」・「必要とされるタクシー」「頼られるタクシー」ということで、共に皆様の力を結集して進んで参りたいと思いますので、今後ともよろしくご支援、ご指導をお願い申し上げまして、任を解かせていただきます。

本日は、ご協力ありがとうございました。

### 事務局（佐藤）

三浦会長におかれましては、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましてもお忙しい中、ご出席を賜り貴重なご意見を頂き誠にありがとうございました。

引き続き、皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

以上をもちまして、第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会を閉会いたします。

なお、報道関係の方々には、三浦会長と事業者代表、事務局が残り質問等に対応する時間をとっております。

本日は誠にありがとうございました。お疲れ様でした。